

## 『付保額>修理費用>本船市場価格の場合、定期備船契約はフラストレーションとして終了するか?』

### 【事実】

“KYLA”(本船)は、2009年2月6日、NYPE1946修正書式を用いた定期備船契約に基づき、備船された。備船期間は12カ月から15カ月であった。同年5月4日、本船は、ブラジルのサントスのTGGターミナルで船積み作業を行っていた際に、他船の過失(100%)による衝突で損傷を被った。修理費用の見積り額は900万ドル、修理の見込み期間は160日であるところ、衝突当時の本船の市場価額は、575万ドルであった。

本備船契約1条では、船主の船級・稼働状態維持義務を規定し、同26条では、船主の保険責任を規定していた。さらに、同41条では、船体および機関の付保価額を1600万ドル(3項)、本船船主は、備船期間中、本船が備船者に受け入れられる第一級の保険会社の保険に完全に加入していることを保証する旨が規定されていた(1項)。

本船船主は、本船は推定全損になったとして、保険金を受け取るべく、船舶保険者に対して委付の通知を行った。しかし、船舶保険者が委付を拒否したため、本船船主は本船をスクラップとして330万ドルで売却したうえ、船舶保険者に対して保険金1600万ドルと損害防止費用として400万ドルの支払いを求めてアメリカにおいて訴訟を提起した。この訴訟では、船舶保険者が14,275,263ドルを船主に支払うことで解決した。

さらに、本船船主は、備船者に対して、修理費用の見積り額が本船の市場価額を超えるので備船契約はフラストレーションにより終了すると通知した。備船者は、これに対して争い、紛争は仲裁に付託された。

仲裁廷は、本船の修理費用の見積り額が本船の市場価額を超える場合には経済的に全損となって、備船契約はフラストレーションになるという一般原則が存在する以上、本備船契約41条のような規定ではなく、付保価額まで修繕義務を定めた明確な規定がなければ、フラストレーションとなって備船契約は終了すると判断した。そこで、備船者が高等法院に上訴した([2012] EWHC3522 (Comm))。

### 【判決】

本船船主が依拠する判例は、修理費用の見積り額がその船舶の市場価額を超えるほどに損傷を受けた場合には備船契約は終了するという一般原則を確立したものとはいえない。これらの判例は、備船契約における船主による船体・機関保険または保険価額に関する明示の保証のない事例であり、本件とは異なるものである。

近時の判例の原則は、当事者に過失なく、契約時に

約定した義務とは全く異なる義務を履行させるような状況の変化が生じた場合にフラストレーションを認めているが、修理費用の見積り額がその船舶の市場価額を超える場合には、必ず備船契約が終了するという固定した原則ではなく、契約条件など他の要件を検討したうえで、経済的に全損になるような場合に備船契約が終了するというものである。すなわち、フラストレーションの認定にあたって、契約条件、契約形態、契約時の当事者の認識、予想、予測、意図、偶発的な事故の性質などを検討しなくてはならないのである。

本件においては、備船契約に偶発事故に対応する規定があったか、またその偶発事故に対するリスクが当事者のいずれに割り当てられていたかを検討すべきである。本備船契約41条は、NYPE1946の印刷文言と比較し、船主の保険付保義務について詳しく規定しており、船主が備船期間中、船体および機関に関して保険に加入することを保証すると明記している。この規定の目的は、保険価額まで修理費用が補填されるようにするためである。

したがって、本備船契約41条は、保険価額まで本船を修理する義務を船主に負わせているのであり、備船契約はフラストレーションによって終了しない。

### 【コメント】

本判決は、修理費用が本船の価額を超える場合には、必ず備船契約が終了するという固定した原則に基づかず、The Sea Angel事件判決(船舶のサルベージのために20日間定期備船された船舶が、港湾当局の指示で3カ月間停泊させられた件につき、フラストレーションによって備船契約は終了しないとされた)において用いられた、フラストレーションの認定にあたって、契約条件などを検討する方法に依拠している。このような方法によれば、固定した原則に比べ、より当事者の意思や利益衡量に合った解決が図られるものと思われる。

なお、海上保険の場合には、保険価額が協定されるのが通常である。損害保険は、本来被った損害を補填して原状に戻すためにあることからすると、協定保険価額が市場価額より高額の場合、原状回復以上に被保険者が利することになるが、船舶は、時間の経過、物価の変動、場所の移動等によって、価額が変動するので、便宜上認められたとされる。したがって、保険価額と市場価額が乖離することは珍しくなく、景気が下向くような場合には、本件のような問題が生じうる。

(丁)